



TOKIOMARINE  
ASSET MGT

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2017年2月20日

# 東京海上・米国政策関連株式ファンド

(為替ヘッジなし) / (為替ヘッジあり)

(愛称: アメリカン・スピリッツ)

追加型投信 / 海外 / 株式



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)  
**東京海上アセットマネジメント株式会社**  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)  
**三菱UFJ信託銀行株式会社**

照会先  
**東京海上アセットマネジメント株式会社**  
ホームページ  
<http://www.tokiomarineam.co.jp/>  
サービスデスク  
**0120-712-016** ※土日祝日・年末年始を除く9時~17時

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書により行う「東京海上・米国政策関連株式ファンド(為替ヘッジなし)／(為替ヘッジあり)」(以下総称して「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年2月3日に関東財務局長に提出しており、2017年2月19日にその効力が生じています。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
東京海上・米国政策関連株式ファンド(為替ヘッジなし)(以下「為替ヘッジなし」)	追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式(一般)))	年4回	北米	ファミリーファンド	なし
東京海上・米国政策関連株式ファンド(為替ヘッジあり)(以下「為替ヘッジあり」)								あり(フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

### 委託会社の情報 (2016年12月末現在)

委託会社名	東京海上アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年12月9日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	1兆9,513億円



## ファンドの目的

当ファンドは、主として「東京海上・米国政策関連株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。) 受益証券に投資を行い、信託財産の成長をめざして運用を行います。

## ファンドの特色



**米国株式\*の中から、米国の政策動向の分析をもとに株式投資の観点から魅力的な投資テーマを選定し、選定した投資テーマの中で恩恵を受けると判断する企業の株式に投資します。**

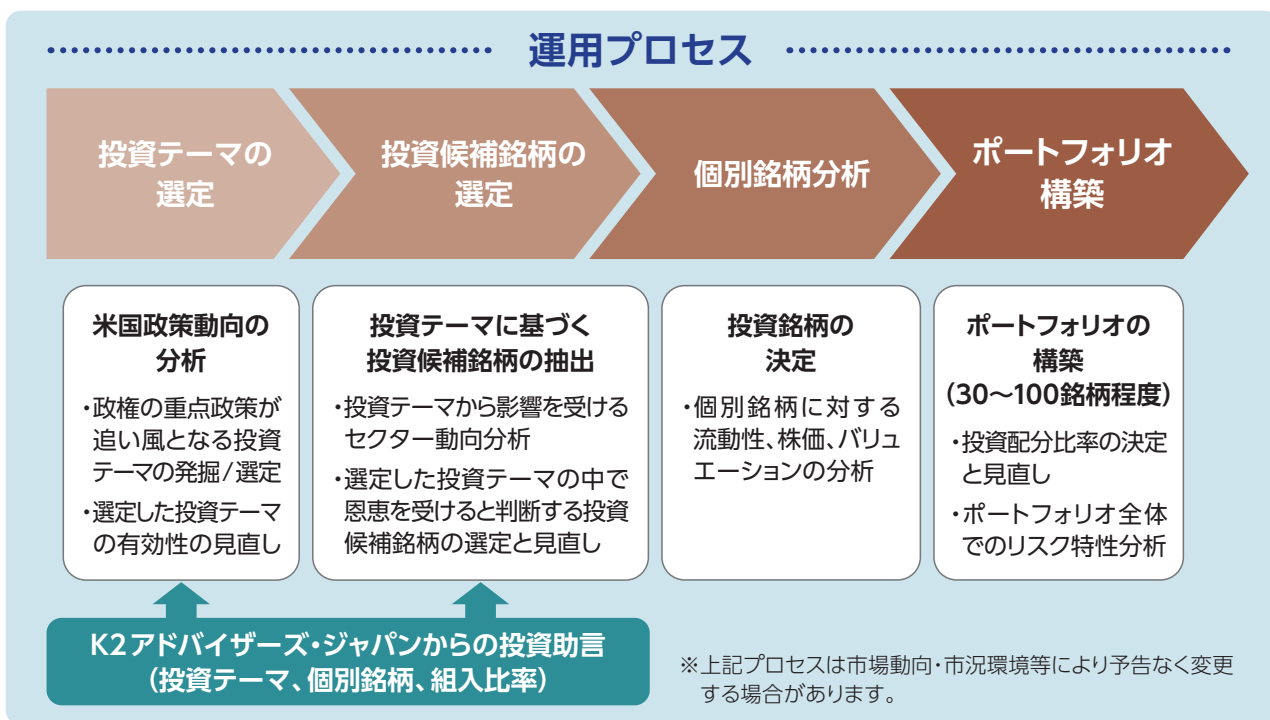
※投資テーマは適宜見直しを行います。

※DR(預託証券)およびREIT(不動産投資信託証券)に投資する場合があります。

DR(預託証券)とは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場された証書です。主に米ドル建てで発行され、米国市場等で取引されます。



**運用にあたっては、世界有数の資産運用会社の一つであるフランクリン・テンプレトン・グループ傘下のK2アドバイザーズ・ジャパンによる投資助言をもとに東京海上アセットマネジメントが投資判断を行います。**



### K2アドバイザーズ・ジャパン

- 世界最大級の独立系資産運用会社フランクリン・テンプレトン・グループのオルタナティブ投資運用部門であるK2アドバイザーズの日本法人
- 国内年金基金等向けに運用資産(助言を含む)は約1,700億円(2016年12月時点)

### K2アドバイザーズ

- フランクリン・テンプレトン・グループのグローバルネットワークを活用し、ファンド・オブ・ヘッジファンズや、株式ロングショート戦略をはじめ、米国株式等の運用手法を提供
- 運用資産総額 102億米ドル(2016年10月時点)

出所:K2アドバイザーズ・ジャパン

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



特色  
**3**

**為替ヘッジを行わないファンドと為替ヘッジを行うファンドがあります。**

**東京海上・米国政策関連株式ファンド(為替ヘッジなし)**

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

**東京海上・米国政策関連株式ファンド(為替ヘッジあり)**

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。

※為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※一般的に、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。

\*各ファンド間でスイッチングが可能な場合があります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

特色  
**4**

**年4回決算を行います。**

- 毎年1月、4月、7月および10月の各22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づいて収益分配を行います。

(初回決算日は、2017年7月24日です)

※分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。

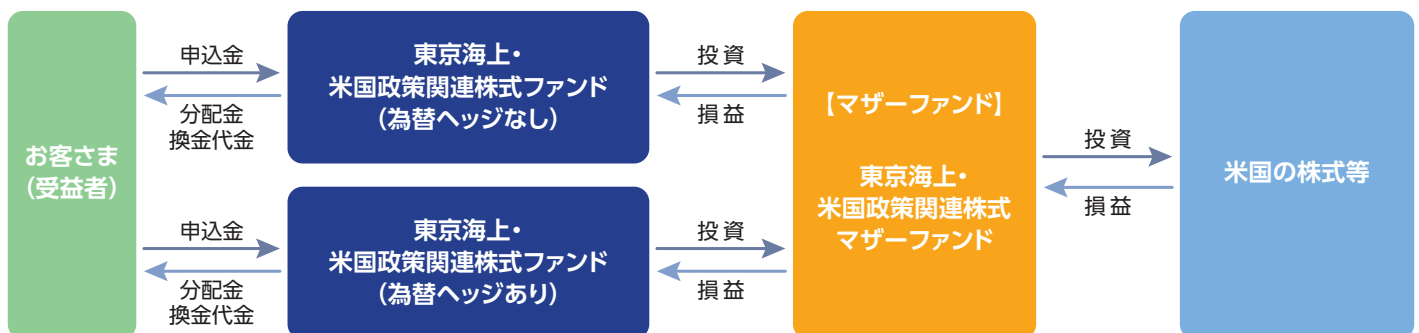
※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。

実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド(親投資信託)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

## 主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。



## 基準価額の変動要因

当ファンドは、主に米国の株式等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

<b>株価変動リスク</b>	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
<b>為替変動リスク</b>	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。 なお、「為替ヘッジあり」は原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。
<b>カントリーリスク</b>	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
<b>流動性リスク</b>	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。投資テーマによっては、REITの組入比率が高まる場合があります。その場合、REITにかかる金利変動リスク・信用リスク・法制度等の変更リスクが想定され、これらの影響により基準価額が下落することがあります。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

## リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

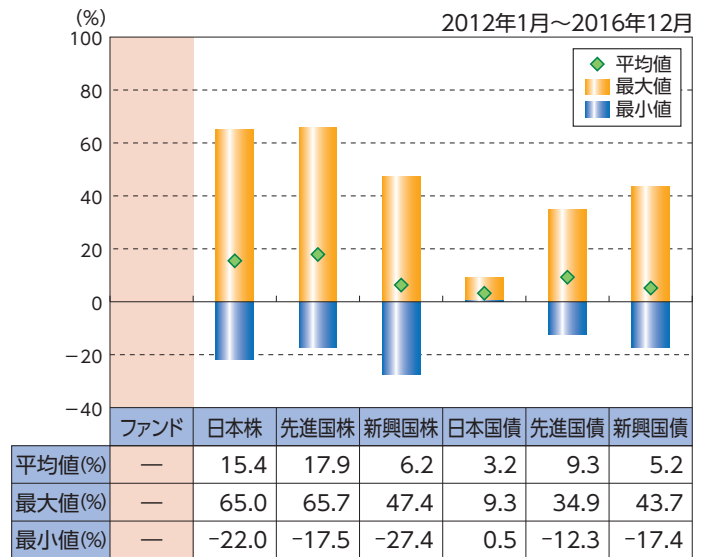


## 参考情報

### ● ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

### ● ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

※ファンドは設定前のため、年間騰落率を表示できません。

### ● 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

#### 日本株：TOPIX(東証株価指数) (配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

#### 先進国株：MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

#### 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

#### 日本国債：NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

#### 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

#### 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。



2017年2月3日現在

当ファンドは、2017年3月10日から運用を開始します。有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、当ファンドにはベンチマークがありません。

※ファンドの運用実績は、別途委託会社のホームページで開示する予定です。



## お申込みメモ

購入単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社所定の期日までに販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金請求受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	継続申込期間では、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては、翌営業日受付の取扱いとなります。
購入の申込期間	当初申込期間:2017年2月20日から2017年3月9日まで 継続申込期間:2017年3月10日から2018年4月20日まで 原則として、上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。 ※継続申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	各ファンド間でスイッチングが可能な場合があります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入(スイッチングによる申込を含みます)・換金のお申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた購入(スイッチングによる申込を含みます)・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
購入・換金申込不可日	購入(スイッチングによる申込を含みます)・換金のお申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
信託期間	2022年7月22日まで(2017年3月10日設定)
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還することがあります。
決算日	1月、4月、7月および10月の各22日(年4回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。) 初回決算日は2017年7月24日
収益分配	年4回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	各1兆円
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="http://www.tokiomarineam.co.jp/">http://www.tokiomarineam.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	1月・7月のファンドの決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 ※上記は、2016年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。





## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### ●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <b>3.24% (税抜3%)</b> の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、購入時にご負担いただくものです。 ※分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

#### ●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に <b>年率1.917% (税抜1.775%)</b> を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて毎日計上します。信託報酬は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。 運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)については以下の通りとします。		
	委託会社* <sup>1</sup>	販売会社* <sup>2</sup>	受託会社* <sup>3</sup>
	年率0.9%	年率0.85%	年率0.025%
	* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価 * 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 * 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価 [K2アドバイザーズ・ジャパン株式会社]が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払います。		
その他の費用・手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用*、信託事務等に要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用および借入金の利息等が保有期間中、その都度かかります。 * 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、純資産総額に対し、税込年率0.0108% (上限年97.2万円)を計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

上記手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※上記は、2016年12月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



